

令和元年度指定障害福祉サービス事業者等分野別集団指導

就労支援事業会計処理基準について



令和元年11月27日
岐阜県健康福祉部障害福祉課
事業所指導係

はじめに

- ・生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業における会計処理については、次の通知を参照し、適正に行わなければならない。

◇社会福祉法人が設置する場合

⇒「社会福祉法人会計基準」

(平成28年厚生労働省令第79号)

◇社会福祉法人以外が設置する場合

⇒「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」

(平成18年10月2日社援発第1002001号社会・援護局長通知)

「就労支援事業会計処理基準」に沿った会計処理の目的

○適正な賃金（工賃）の支払い

◇岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第85号）

第167条第2項（賃金及び工賃）

指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。



「**生産活動に係る事業の収入**」「**生産活動に係る事業に必要な経費**」を正確に算出することで、適正な賃金（工賃）の支払いを行う。

会計のポイント

- ①指定事業所ごと、サービスごとに経理区分しているか。
- ②就労支援事業の会計と福祉事業の会計を区分しているか。
- ③生産活動の種類ごとに会計を区分しているか。
- ④共通経費は適正な方法で按分されているか。
- ⑤事業に係る経費を製造原価と販売管理費に区分しているか。

①指定事業所・サービスごとに経理区分がなされているか。

- ・ 法人が複数の就労系サービス事業所を運営している場合、各事業所ごとに就労支援別事業活動明細書等、関係書類を作成する必要がある。
- ・ 多機能型事業所の場合、各サービスごとに生産活動に係る収入、経費について明確に分ける必要がある。

②就労支援事業会計と福祉事業会計を区分しているか。

- ・ 就労支援事業会計 …生産活動に係る会計
利用者の生産活動により収入した金額や、当該生産活動に係る経費（原材料費等）が対象
※訓練等給付費や、各種助成金等は含めない。
- ・ 福祉事業に係る会計…訓練等給付費に係る会計
※訓練等給付費は利用者に支払う賃金に充ててはならない

③生産活動の種類ごとに会計の区分がなされているか。

④共通経費は適正な方法で按分されているか

- ・ 生産活動の種類が複数ある場合、その種類ごとに収入、経費を区分する必要がある。
- ・ 複数の生産活動に共通する経費がある場合は、適正な方法を用いて按分し、経費を分ける必要がある。

参考通知：「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」
(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)

※一度決めた按分方法は、みだりに変更してはならない

- ・ 多種少額を生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分の省略が可能。

⑤事業に係る経費を製造原価と販売管理費に区分しているか。

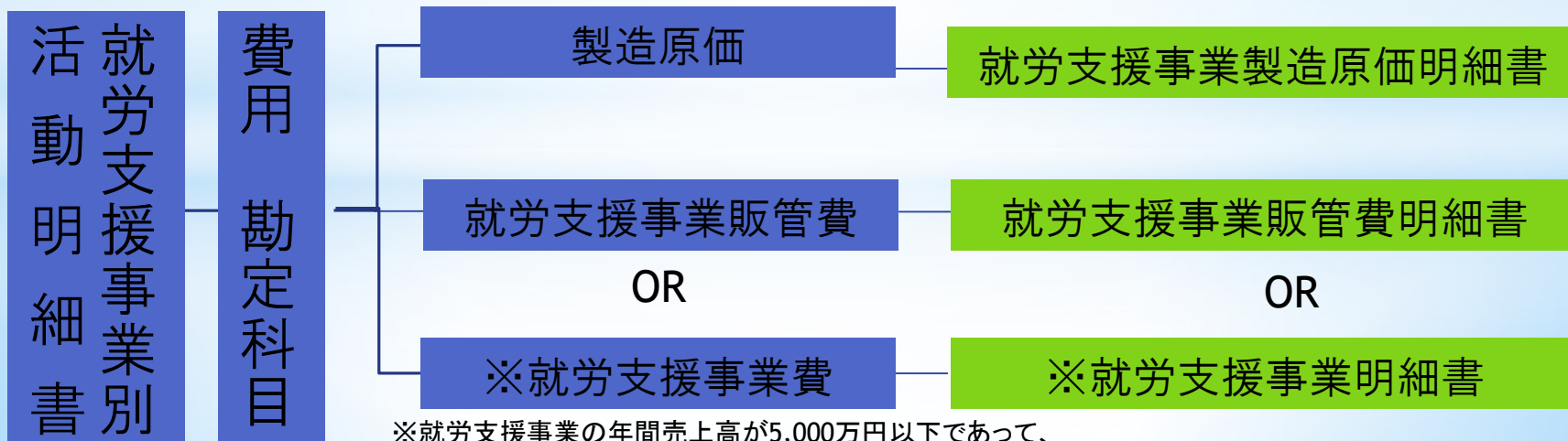
＜就労支援事業製造原価明細書に計上するもの＞

製造に係る経費（材料費等）、製造に携わる利用者の賃金 等

＜就労支援事業販管費明細書に計上するもの＞

製品の販売に係る経費、販売に携わる利用者の賃金 等

- ・ 製造と販売業務のどちらかのみを行う場合は、一方の明細書のみの作成で可。
- ・ 就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業明細書」の作成のみで足りる。



※就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造と販売業務に係る費用を区分するのが困難な場合

就労支援事業活動計算書の作成

CHECK

複数の就労支援事業所等を運営している。

NO

YES

就労支援事業活動内訳表の作成

就労支援事業事業活動明細書の作成

CHECK

複数の生産活動を実施している。

YES

各生産活動別に収入・経費を整理。
共通経費がある場合は、適正に按分

NO

CHECK

就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売部門に係る費用を区分することが困難。

CHECK

製造部門と販売部門の双方がある。

YES

NO

NO

YES

製造部門と販売部門を仕分けし、製造部門を「就労支援事業製造原価明細表」に、販売部門を「販売費及び一般管理費明細表」に記載

製造部門のみの場合は、「就労支援事業製造原価明細表」に、販売部門のみの場合は、「販売費及び一般管理費明細表」に記載

就労支援事業明細書の作成

会計処理に困ったときは

「就労支援の事業の会計処理の基準」に関するQ&A

—これまでに実施した各団体の研修会での質問事項とその回答—

平成19年5月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

就労支援事業会計処理基準の必要性から経理区分、積立金の経理等について、各団体から寄せられた質問と、その回答が集められている。



[トップページ](#)

[くらし・防災
環境](#)

[子ども・女性
医療・福祉](#)

[産業・農林水産
観光](#)

[社会基盤](#)

[教育・文化
スポーツ・青少年](#)

[県政情報](#)



[トップ](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [法令・計画等](#) > [就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて](#)

就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて

社会福祉法人以外の法人が行う就労支援の事業の具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」の定めるところによるものとされています。

- ・ [「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日厚生労働省通知）（PDF:27KB）](#)
- ・ [就労支援の事業の会計処理の基準（PDF:347KB）](#)
- ・ [（別紙1）就労支援事業事業活動計算書（Excel:36KB）](#)
- ・ [（別紙2）就労支援事業事業活動内訳書（Excel:36KB）](#)
- ・ [（別紙3）その他の積立金明細表、（別紙4）その他の積立資産明細表（Word:74KB）](#)
- ・ [「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明（平成25年1月15日厚生労働省事務連絡）（PDF:84KB）](#)
- ・ [「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明（PDF:380KB）](#)
- ・ [「就労支援事業の会計処理の基準」に関するQ & Aについて（平成19年5月30日厚生労働省事務連絡）（PDF:74KB）](#)
- ・ [「就労支援の事業の会計処理の基準」に関するQ & A（Excel:158KB）](#)

ご清聴ありがとうございました。

